

商工第 114 号
令和 3 年 8 月 19 日

岩手県商工会議所連合会 会長
岩手県商工会連合会 会長
岩手県商店街振興組合連合会 会長
岩手県中小企業団体中央会 会長
一般社団法人岩手経済同友会 代表幹事
一般社団法人岩手県工業クラブ 会長
公益財団法人岩手県観光協会 理事長
公益財団法人いわて産業振興センター 理事長

様

岩手県商工労働観光部長

岩手県新型コロナウイルス感染症対策に係る知事メッセージ等について
日頃から、本県の商工業・観光業の振興について、格別の御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更が発令されたことを受け、県では、本日、岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部第 38 回本部員会議を開催いたしました。

この会議において、緊急事態宣言の期間延長等の内容、医療提供体制、まん延防止等重点措置の概要について報告されました。

また、県全体の人口 10 万人当たりの直近 1 週間の新規感染者数は、岩手緊急事態宣言を発した 8 月 12 日時点の 16.5 人から、本日（8 月 19 日）現在は、25.2 人となり、感染が急速に拡大していることから、県民の皆様には、出来る限り、人と人との接触を避けるようお願いするとともに、医療提供体制の更なるひっ迫も見込まれることから、国にまん延防止等重点措置を要請し、更に強い行動制限を含む感染対策を実施する準備に着手する旨の知事メッセージが発出されました。

つきましては、貴会等におかれましても、本会議での報告内容等について御了知いただき、一層の感染対策や産業支援等に御尽力いただくとともに、会員等の皆様への周知について、御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

担当：商工企画室 管理課長 星野
電話：019-629-5526

新型コロナウイルス感染症対策本部 第38回本部員会議
知事メッセージ（令和3年8月19日）

岩手県独自の緊急事態宣言を発してから1週間が経過しました。
盛岡市大通周辺の人流が昨年より減少するなど、県民の皆様には行動自粛に努めて頂いており、感謝申し上げます。

県全体の人口10万人当たりの直近1週間の新規感染者数は、岩手緊急事態宣言を発した8月12日時点の16.5人から、本日（8月19日）現在は、25.2人となり、感染が急速に拡大しています。

県内の感染例は、ほぼデルタ株に置き換わっています。デルタ株は少ない接触で感染します。「家庭にウイルスを持ち込まない・持ち出さない」ことが重要です。

今一度、県民の皆様には、出来る限り、人と人との接触を避けて頂きますようお願いいたします。

本日（8月19日）現在、確保病床の使用率が72%となっています。

県では、感染が確認された方には、CT撮影や血液検査を実施し、医師の診察の上、一人ひとりの症状や重症化リスクに応じて対応しています。原則、自宅療養はさせない方針を継続することとし、宿泊療養施設を追加稼働させるなど、県民の命と健康を守るよう取り組んでいます。

本日以降も感染拡大が継続し、医療提供体制の更なるひっ迫も見込まれますので、国にまん延防止等重点措置を要請し更に強い行動制限を含む感染対策を実施する準備に着手します。

新規患者数を増加から減少に転換するために、県民一人ひとりの協力が必要です。新規感染をこれ以上増やさないよう、人と人との接触を避けるため、不要不急の外出は自粛すること、基本的な感染対策を徹底することをお願いします。

今週から来週にかけて、学校の新学期がスタートします。久しぶりの学校生活が再開されますので、学校における感染対策を改めて確認し、部活動も含めて十分に気をつけていきましょう。

令和3年8月19日
岩手県知事 達増 拓也

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更

令和 3 年 8 月 1 7 日
新型コロナウイルス感染症
対 策 本 部 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 4 月 23 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、下記のとおり、緊急事態措置を実施すべき期間を延長するとともに区域を変更することとし、令和 3 年 8 月 20 日から適用することとしたため、同条第 3 項の規定に基づき、報告する。

記

1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和 3 年 4 月 25 日（沖縄県については、同年 5 月 23 日、東京都については、同年 7 月 12 日、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府については、同年 8 月 2 日、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県については、同月 20 日）から 9 月 12 日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなつたと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 5 項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

2. 緊急事態措置を実施すべき区域

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県及び沖縄県の区域とする。

3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・都道府県を越えて感染が拡大し、又はまん延しており、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生じてきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の
全部を変更する公示

令和3年8月17日
新型コロナウイルス感染症
対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第3項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示（令和3年4月1日）の全部を次のとおり変更し、令和3年8月20日から適用することとしたので、公示する。

記

(1) まん延防止等重点措置を実施すべき期間

令和3年8月2日から9月12日までとする。(2)の各区域におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間は次のとおりである。

- ・北海道及び石川県については、令和3年8月2日から9月12日までとする。
- ・福島県、愛知県、滋賀県及び熊本県については、令和3年8月8日から9月12日までとする。
- ・宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県及び鹿児島県については、令和3年8月20日から9月12日までとする。

ただし、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなつたと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第4項の規定に基づき、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了した旨を公示することとする。

(2) まん延防止等重点措置を実施すべき区域

北海道、宮城県、福島県、富山県、石川県、山梨県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、熊本県及び鹿児島県の区域とする。

(3) まん延防止等重点措置の概要

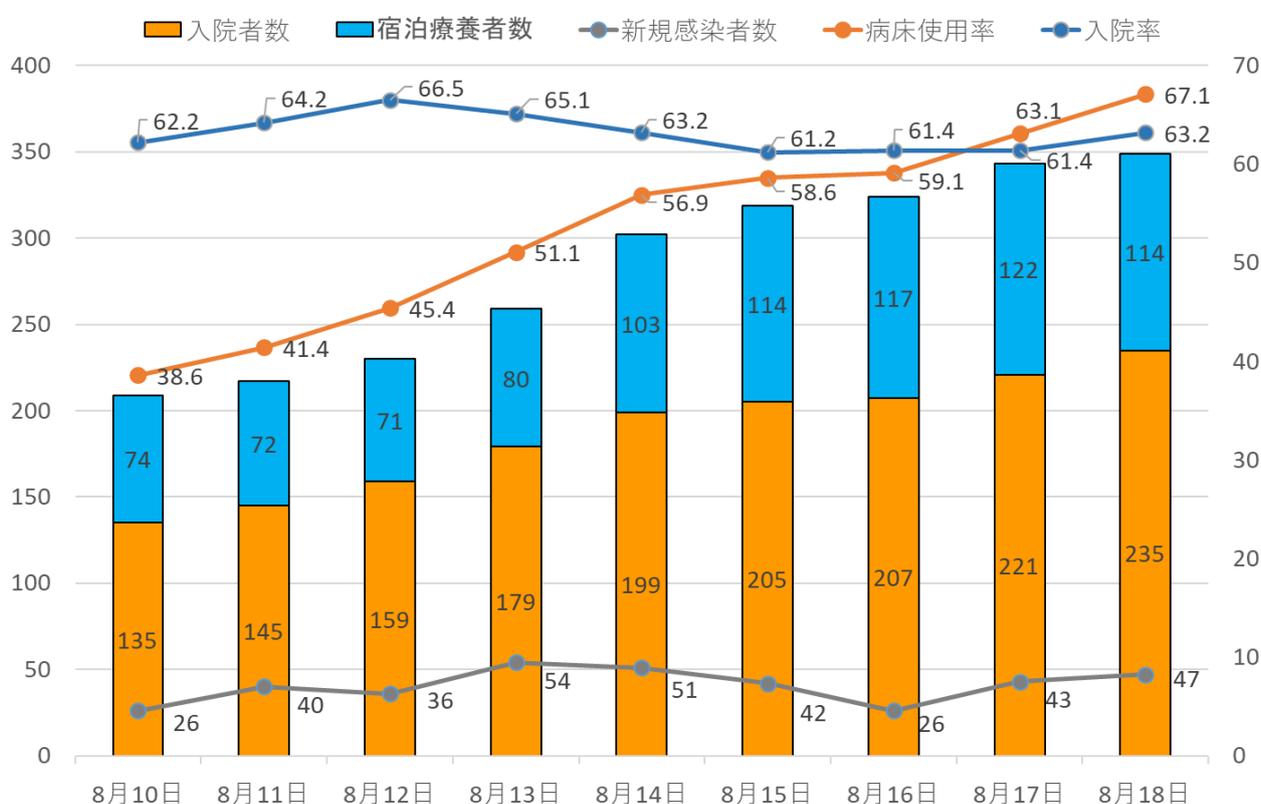
新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・特定の区域が属する都道府県において感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生したと認められる。

新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大期における医療提供体制について

岩手県では、新規患者数増加傾向が8月に入ってより顕著となっており、医療体制への負荷も高まっていることから、次のとおり新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大期における患者への入院や宿泊療養等の医療提供体制の強化を図ります。

1 療養者数の状況



2 急速な感染拡大期における医療提供体制について

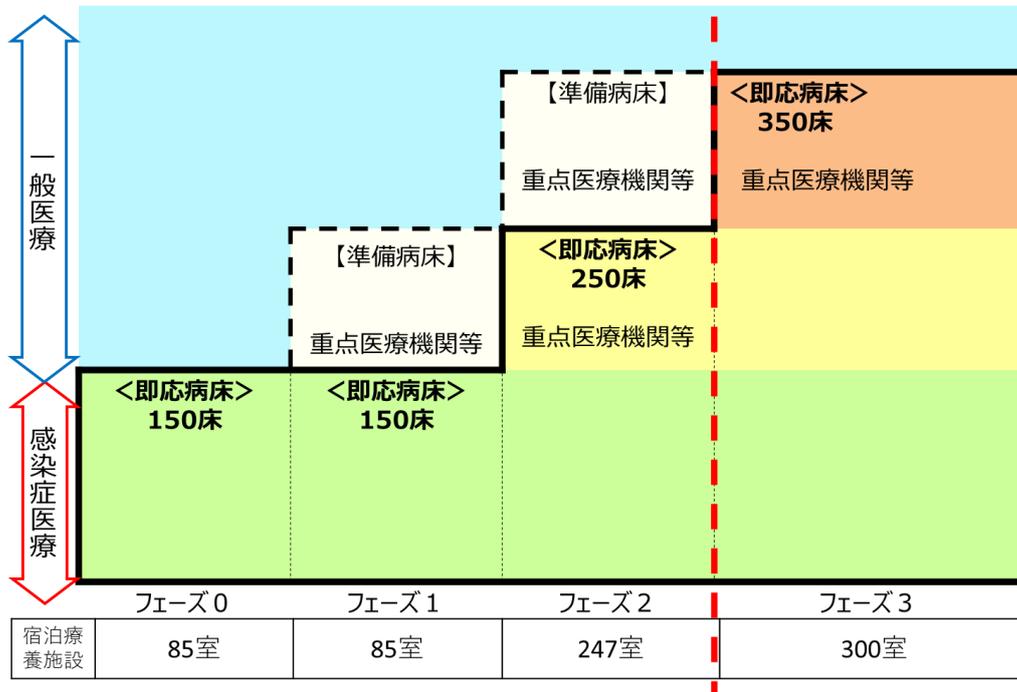
(1) 基本方針について

県では、患者の適切な健康観察や家庭内での感染防止の観点から、患者については、原則として入院・宿泊療養とする方針を継続することとし、宿泊療養施設の更なる充実を図るとともに患者の入院、宿泊療養施設における円滑な調整を図ることなどにより医療体制の充実を図っていく。

(2) 当面の医療提供体制について

ア 急速な感染拡大期における病床の確保

8月13日に病床使用率が50%を超えたことから、新たな病床の稼働等により病床を確保し、入院受け入れ態勢を強化。

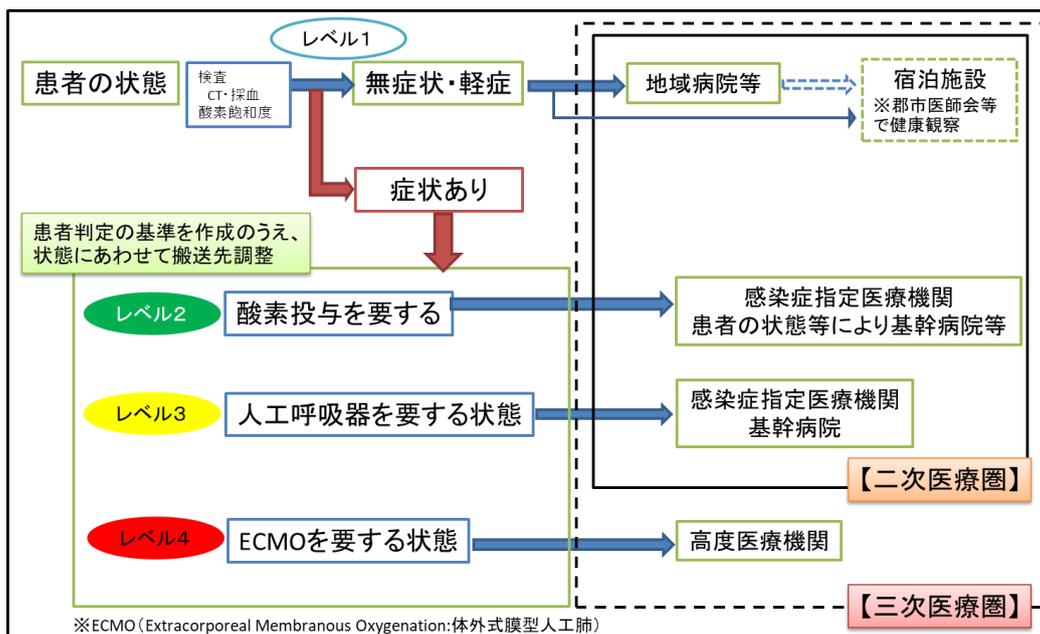


イ 宿泊療養施設3棟目の稼働

3棟目の宿泊療養施設（130室）を8月24日（火）から稼働。
これにより、宿泊療養施設を377室で運用する見込み。

ウ 症状やリスクに応じた入院調整の実施

患者の状態に合わせた医療機関の役割分担に従い、入院調整を行う。



エ 急激な感染拡大を想定した対応

基本方針に示したとおり、本県では入院又は宿泊療養を原則とするものの、急激に感染が拡大し、病床や療養施設が更にひっ迫するような場合には、次のような対応を取らざるを得ない可能性がある。

宿泊療養又は入院期間が7～8日経過した患者のうち、重症化リスクが低く症状が安定している患者（臨床的には退所・退院可能）については、「繰り上げ退所、退院」とし、新規患者の部屋を確保する。

「繰り上げ退所、退院」の場合、患者の健康観察や食料確保等については県が対応する。

3 県立病院全病院長会議の概要について

- 開催日時： 8月18日（水）
- 会議要旨
新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応について情報共有
 - ・ 各県立病院において、病床確保計画に従い病床を増やし、患者を受け入れること。
 - ・ CT撮影等について、地域病院等での受け入れ等、拡充を図ること。
- 主な発言要旨
 - ・ 感染が拡大した場合でも、がんなどの悪性の疾患や緊急性の高い手術、救急や分娩を含めた周産期の対応などはしっかり行う。
 - ・ なお、今後さらに、感染が拡大した場合には、通常診療を縮小せざるを得ないことから、県民にも危機意識を共有してもらいたい。

緊急事態宣言区域等の変更（8月20日から）

都道府県		患者数（対10万人）	岡山県	（新）まん延	72.2	宮崎県		44.3
沖縄県	緊急	320.0	愛知県	まん延	71.5	愛媛県	（新）まん延	38.2
東京都	緊急	236.2	茨城県	まん延⇒緊急	70.9	和歌山県		36.8
神奈川県	緊急	164.7	大分県		66.6	長崎県		35.9
埼玉県	緊急	152.1	三重県	（新）まん延	65.1	長野県		33.6
千葉県	緊急	149.8	奈良県		64.9	山口県		33.3
大阪府	緊急	135.4	岐阜県	（新）まん延	64.8	高知県		32.2
福岡県	まん延⇒緊急	121.5	山梨県	（新）まん延	64.5	新潟県		29.2
京都府	まん延⇒緊急	107.5	北海道	まん延	59.7	青森県		25.6
兵庫県	まん延⇒緊急	89.6	栃木県	まん延⇒緊急	57.1	岩手県		24.4
佐賀県		89.0	宮城県	（新）まん延	56.5	島根県		23.7
熊本県	まん延	82.0	富山県	（新）まん延	51.7	鳥取県		23.4
滋賀県	まん延	78.9	香川県	（新）まん延	50.9	福井県		23.0
群馬県	まん延⇒緊急	76.4	石川県	まん延	48.7	徳島県		21.7
鹿児島県	（新）まん延	75.8	広島県	（新）まん延	48.5	山形県		20.8
静岡県	まん延⇒緊急	74.6	福島県	まん延	45.5	秋田県		13.9

※直近1週間の新規感染者数（対人口10万人）は8月18日時点

8月8日	緊急事態宣言	6	まん延防止等重点措置	13	計19
8月20日	緊急事態宣言	13	まん延防止等重点措置	16	計29

緊急事態措置等の概要

	緊急事態措置	まん延防止等重点措置	県独自緊急事態宣言
対象区域	県全域	原則として県内の特定区域	県全域
外出	不要不急の外出自粛	不要不急の外出自粛	不要不急の外出自粛
飲食店 遊興施設（接待飲食店） 結婚式場	酒類又はカラオケ設備提供店の休業要請 それ以外の施設は 20 時までの時短要請	酒類提供自粛要請 カラオケ設備の利用自粛要請 20 時までの時短要請（知事判断で措置区域外も実施）	時短等の要請無し
施設利用 劇場、集会場、展示場、ホテル・旅館（集会の用に供する部分）、マージャン店、パチンコ屋、スーパー銭湯、体育館、テーマパーク、スポーツクラブ、ヨガスタジオ、博物館、美術館等	20 時又は 21 時までの時短要請（規模、種別等により分類） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">イベント関連施設については 21 時まで、その他の集客施設は 20 時まで 等</div>	時短要請（規模、種別等により分類） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">緊急事態措置と同様の時短要請としている例が多い。</div>	時短要請無し
イベント（営業時間）	21 時までの時短要請	時短要請	時短要請無し
時短や休業の要請・命令	「時短」、「休業」とともに要請と命令が可能	「時短」のみ要請と命令が可能	—
命令違反の罰則	30 万円以下の過料	20 万円以下の過料	—